高教組速報

2016年度 第 6 号

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL(095)827-5882

2016年11月9日 文責 馬場 隆

第2回確定交渉(11/8)

現給保障の延長を強く要求

このままでは 高年齢層では2018年4月に月額1万円を超える賃下げになる恐れがある

高教組は11月8日、今年度の確定交渉の第2回交渉を行いました。交渉には高教組から小田委員長他6人が、県教委から栗原教職員課長他7人が参加しました。

配偶者の扶養手当半減の姿勢を崩さず

今回の交渉で県教委は、第1回交渉で、来年度から2年間で配偶者にかかる扶養手当を半減すると回答したことについて、子にかかる手当の増額することを引き合いに出して、世代間扶養の不公平是正の一環と説明しました。高教組は、不公平是正なら子の扶養手当の増額だけましたが、県教委は人事委員会が半減の勧告を出したが、県教委は人事委員会勧告尊重の立場を強調して、配偶者の扶養手当半減の姿勢を崩しませんでした。

現給保障期間の問題は昨年からの宿題

14 年度の確定交渉では、高教組が合意しなかったにもかかわらず、給与水準の平均 2 %の引き下げとなる「給与制度の総合的見直し」を 15 年度から実施することを県教委が決定しました。その際、3 年間は 15 年 3 月末の号給の 2 号上の給与額を保障すること(=現給保障)が決められ、今年度が 2 年目となっています。

昨年度平均 0.21 %の賃上げが行われましたが、高年齢層では引き上げ額は1100円に止まり、現給保障額を上回ることはありませんでした。今年度の給料表の改定案で比べても、高教組の試算では、50代後半の教諭の多くが該当する137号給で現給保障額との差は1万1千円を超えます。このまま現給保障が来年度までで終われば、

ここ2年間の給料表改善の実績から考えて、2018年4月には月額1万円を超える賃下げになる人が多数でることが予想されます。

現給保障の期間については、昨年度の確定交渉で「来年度も引き続き協議を行う」ことが確認されていました。このため高教組は、今回の交渉で現給保障期間の延長を強く要求しました。これに対する県教委の回答は、現段階では従来の回答と変わっていません。

臨任の給与上限規定の改善、年金・健 康保険の全員継続などを引き続き要求

高教組は、前回交渉に引き続き、今回の交渉でも臨任(講師)の待遇改善を重点課題としてとりあげました。特に、長い間改善されていない給与の上限(講師の場合、1級の53号給で24万5千円程度)について、30~40代の講師が増加していることを考慮して改善すべきであること、現行では、2年連続して欠員補充で任用される場合、県立学校勤務で勤務校が変わる人だけ、年金や健康保険が継続されないという不均衡を是正すべきことなどを強く主張しました。これに対して県教委は、財源問題などを理由に、現段階では改善に踏み出す姿勢を示していません。

現業賃金交渉

再任用の給与の引き上げを要求

この日は、現業職員の賃金についての第 1 回 交渉も実施しました。その場で県教委は、現業 職の給料表改定と、他職と同様の一時金の 0.1 月増及び扶養手当の見直しの回答を行いました。 これに対して高教組は、再任用の給与を最低他 職並の 400 円増とすることを強く求めました。

労働条件を改善させるのは団結の力です 教職員の要求実現のためにあなたも高教組へ